

衆議院議員提出法律案（一件）

第九十六回国 37	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付月日	提出月日	参議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	備考	
		商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する法律案 右は題名を「商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法」と修正	石橋一弥君 外三名 (五七、八二三)		五八、二〇二	五八、二〇二	五八、二三四	五八、二三八	五八、九、八	五八、二〇二 五八、二〇二	

<p>日本学術会議法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第五七号本院送付）（衆議院送付）</p> <p>九十八回国会 五八、 四、 一三二 内閣提出 五、 一三三 参可決 衆継続審査</p> <p>九十九回国会 百 回国会 一一、 一七 衆修正 一一、 二八 参可決 衆継続審査</p>	<p>要旨</p> <p>本法律案は、日本学術会議会員の選出方法を改めるほか、日本学術会議の組織等の改正を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>一、日本学術会議会員の選出方法を、有権者による選挙制から、一定の要件を備え日本学術会議に登録された科学者の団体である登録学術研究団体を基礎とする研究連絡委員会ごとの推薦制に改めること。</p> <p>二、日本学術会議会員は、前記一の推薦に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命することとする。</p>
--	---

三、日本学術会議会員となることができる者の資格を、五年以上の研究歴を有し、その分野で優れた研究又は業績がある科学者であることとするともに、会員として通算九年を超えて在任することはできないこととする。

四、日本学術会議に会員推薦管理会を置き、会員候補者の資格の認定その他会員の推薦に関する事務を行わせること。

五、日本学術会議会員の部別、専門別定員は、それぞれ政令、規則で定めることとする。

六、科学に関する研究の連絡機能等を充実するため、日本学術会議に研究連絡委員会を置くこととし、その目的、組織等に関する規定の整備を行うこと。

七、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

八、昭和五十九年一月十九日において現に会員である者の任期を、その翌日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（新法による最初の会員の任命が行われる日）の前日まで延長すること。

九、その他所要の規定の整備を図ること。

なお、衆議院で、推薦による会員の選出制度を円滑に実

施するため、前記八の昭和五十九年一月十九日において現に会員である者の任期について、その翌日から起算して「一年六月」を超えない範囲内において政令で定める日の前日までさらに延長する旨の修正が行われた。

委員長報告

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法案の委員長報告参照

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法案（第九十六回国会衆第三七号）（衆議院提出）

九十六回国会 五七、八、一三 衆・議員提出

衆継続審査

九十七回国会 衆継続審査

九十八回国会 衆継続審査

九十九回国会 衆継続審査

百 回国会 五八、一〇、一一 衆修正

一一、二八 参可決

要旨

本法律案は、いわゆる貸しレコード業が急速に増加している現状にかんがみ、著作者、実演家及びレコード製作者の複製権・録音権の保護に資するため、当分の間の措置として、これらの者に商業用レコードの公衆への有償貸与についての許諾権を設定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、商業用レコードを公衆に有償で貸与しようとする者は、国内で最初に販売された日から政令で定める期間を経過する日までの間は、その許諾権を有する者の許諾を得なければならぬこと。

二、許諾を得ないで商業用レコードを公衆に有償で貸与した場合には、複製権・録音権の侵害行為とみなして、著作権法上の救済措置及び罰則に関する規定を適用すること。

三、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。ただし、この法律の施行前に国内で販売された商業用レコードについては、適用しないこと。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法案は、商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為について、当分の間の措置として、その著作者、実演家及びレコード製作者に政令で定める期間に限り許諾権を与え、もってこれらの者の複製権や録音権を保護しようとするものであり、衆議院提出案であります。

委員会におきましては、著作権法改正作業の進捗状況と本法案との関係、許諾を得なければならない期間に関する政令の定め方、複写機器に対する賦課金制度等導入の可否などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細については会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定を致しました。

なお、安永委員より、公正な使用料による許諾権の行使によって円満な秩序の形成を図るなど二項目からなる附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明

党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同で提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定致しました。

次に、日本学術会議法の一部を改正する法律案は、第九十八回国会に提出され、本院を通過致しましたが、衆議院において、二度にわたる継続審査を経て、去る十一月十七日修正議決、本院に送付されたものであります。

法律案の主な内容は、日本学術会議会員の選出方法について、選挙制を改め、日本学術会議に登録をされた科学者の団体を基礎とする研究連絡委員会ごとの推薦制にするほか、組織の整備などを図ろうとするものであります。

なお、衆議院において、推薦による会員の選出制度を円滑に実施をするため、現会員の任期の延長について修正が行われております。

委員会におきましては、本法律案提出に至る経緯と日本学術会議の対応、推薦制に改正をする理由と学術会議の独立性確保の必要性、総理大臣による会員の任命の性格、政府に対する勧告、答申等の尊重、職務遂行に必要な経費の確保等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本社会党を代表して安永委員より、日本共産党を代表して吉川委員より、それぞれ反対の討論が行われました。

討論を終わり、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

なお、田沢委員より、日本学術会議の自主制を尊重して政令を定めることなど五項目からなる附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同で提出され、多数をもってこれを委員会の決議とすることに決定を致しました。

以上、御報告を申し上げます。